

メドコムサービス from NTT Communications 利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

当社は、メドコムサービス from NTT Communications 利用規約（別記を含みます。以下、「本規約」といいます。）を定め、これによりメドコムサービス from NTT Communications および関連するサービス（当社が本規約以外の利用規約等を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「本サービス」といいます。）を提供します。第5条に記載のメドコムサービスは、株式会社メドコム（以下、「メドコム社」といいます）が別に定める提供条件に基づき、メドコム社が契約者に対して提供するものとします。本サービスにかかる契約者（以下、「契約者」といいます。）は本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスの利用にかかる条件について規定します。ただし本規約に定めていない提供条件については、別に規定するメドコム社の定める規定等の定めるところによります。

2 当社が本サービス提供の円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本規約およびメドコム社の定める規定等の内容に齟齬が生じた場合は、本規約の定めが優先されるものとします。

4 本サービスの利用には、別途、株式会社NTTドコモの提供する専用回線等接続サービス契約約款に定めるビジネス mopera サービス及びアクセスプレミアム（ドコモ認証オプション）利用規約に定めるアクセスプレミアム（ドコモ認証オプション）サービス（以下、総称して「アクセスプレミアム等」といいます。）の契約が必要です。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 メドコム社の定める規定等に変更があった場合は、変更後のメドコム社の定める規定等の定めるところによります。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1)電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。
- (2)提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。
 - ①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）
 - ②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者
 - ③本サービスのうち、本条第3号で定めるメドコムサービスを契約者に対して提供するメドコム社
- (3)「メドコムサービス」とは、メドコム社とのパートナー契約に基づき当社がライセンス販売するメドコムサービスのアプリケーションおよびモバイル端末管理サービスです。
- (4)「月額利用料」とは、「別記 料金表」に記載する本サービスの月額の利用料金です。
- (5)「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
- (6)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

契約

第6条 メドコムサービスの内容

メドコムサービスの内容は次のとおりとします。

サービス名	サービス内容
メドコムサービス アプリケーション	医療機関を取り巻く環境の変化を意識した医療 DX サービスとして以下の機能を提供します。 <ul style="list-style-type: none">・ログイン機能で利用者の識別ができる為、1つの端末を共用利用出来ます。・通常の通話によるコミュニケーションに加え、チャットによるコミュニケーションが可能で場面に応じた使い分けができます。・お知らせ機能により院内管理者からの事務連絡等の発信も可能です。・不要なデータが残り続けないう、カメラ撮影した画像を一定期間後に、自動削除する等、情報管理に配慮した機能も具備しています。
メドコムサービス モバイル端末管理	<ul style="list-style-type: none">・ユーザによるアプリのダウンロード、SDカード利用、画面キャプチャ機能などに制限をかけてデータの持ち出しを阻止できます。・紛失時には遠隔ロックをかけて第三者による利用を阻止できます。

第7条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」

といたします。

- 3 契約者は、本サービスの申込みにあたり、当社の指示に基づき、必要な情報を適宜提供するものとします。
- 4 契約者が本サービスの利用内容の変更を希望する場合は、契約者が当社所定の変更申込を当社に行い、当社がこれに承諾した時に成立するものとします。
- 5 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
 - (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき
 - (7) 本サービスの申込者がアクセスプレミアム等の申込みをしていないとき
 - (8) メドコム社の定める規定等において、メドコム社のサービス提供にかかる契約を締結しないことがあると定められている場合に該当するとき
 - (9) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 6 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾または第 3 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 7 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第8条 最低利用期間

メドコム社の規定等の定めにかかわらず、契約者は、第 2 項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）を契約するものとします。

- 2 前項の最低利用期間は、利用開始日から起算して 36 ヶ月とします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 契約者は、最低利用期間内に契約を解約する場合（本サービスにかかるライセンスの一部または全部の終了等も含みます。）、当社が指定する日までに当該解約があった日から最低利用期間満了日までの残余の期間（1 ヶ月未満の期間は 1 ヶ月とみなします。）に相当する月額利用料及びこれに対する消費税等相当額（以下、「残余期間相当額」といいます。）を合算一括して支払うものとします。
- 4 メドコム社の規定等の定めによらず、本契約の契約期間は、次条に定める最低利用期間のとおりとし、契約期間満了後に自動更新されません。契約者が本サービスの利用継続を希望する場合、最低利用期間満了の 4 ヶ月前までに、当社所定の方法により申し込むものとします。当社は、所定の手続きを行い、当該継続を承諾した上で、速やかに契約者へその旨を通知します。この場合、当初の本契約の最低利用期間満了日の翌日から 3 年間、契約が継続されるものとします。それ以降についても、本項と同様の手

続きとします。

第9条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第10条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第11条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第12条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、解約を希望する日から起算して4ヶ月前までに、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第13条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第15条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第7条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を

用いたとき

(6) メドコム社の規定等に基づき、メドコムサービスの提供にかかる契約が解約されたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。

手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第 14 条（利用中止）(6)、(7)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

利用中止等

第14条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき

(7) メドコム社の規定等に基づき、メドコムサービスの提供が一時中断されたとき

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約またはメドコム社の規定等に反する行為を行ったとき。
- (3) メドコム社の規定等に基づき、メドコムサービスの提供が停止されたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第17条 料金

本サービスの料金は、「別記 料金表」に定めるところによります。

第18条 料金の支払義務

1 契約者は、利用開始日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 契約者は、前条に定める料金の支払いを要します。なお、支払方法は、「別記 料金表」に定めるところによります。

第19条 3 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金

の支払を要します。延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

損害賠償等

第20条 責任の制限

当社は、本サービス（メドコムサービスは除く）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。なお、メドコムサービスに関して、契約者に生じた損害については、メドコム社が別に定める条件が適用されるものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由が発生した時点における本サービスにかかる月額利用料の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービス（メドコムサービスを除く）を提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします

雑則

第21条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責さ

れます。

第22条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第23条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第24条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社または第三者（提携事業者を含み、本条において以下同じとします。）の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと

本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

利用申込みの際またはその後当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任

を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第25条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防または回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第26条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、またはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者のFAX番号宛にFAXを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第27条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定す

る者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第28条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。なお、メドコムサービスの提供に関する個人情報の取り扱いについては、メドコム社の定める規定等に定めるものとします。

第29条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第24条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第30条 承諾の限界

当社は、第7条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第31条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第33条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙

1. 料金通則

- ・本サービスに係る料金は、以下のとおりとします。
- ・当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ・本規約により支払いを要するものと定められている料金は、原則この料金表に定める料金額に消費税相当額を加算した額とします。
- ・支払いを要することとなった額（税込価格）は、料金表に表示された額の合計と異なる場合があります。

2. 月額利用料

- ・本サービスに係る月額利用料は以下に定めるものとします。

メドコムサービス 1ライセンス 1,800円（税込価格）

※アプリケーションおよびモバイル端末管理を含みます。

3. 初期費用

- ・本サービスに係る初期費用は、別途当社と締結する契約によるものとします。

4. 支払方法

- ・当社は、契約者に対し、上記に定める月額利用料につき、当社が定める期日までに請求書を毎月発行するものとし、契約者は、当該請求書に記載の支払い期日までに、当社が指定する方法により毎月支払いを行うものとします。

附則（令和6年11月11日 5G5サ000400006238-01号）

（実施期日）

この規約は、令和6年11月19日から実施します。